

国連公海等生物多様性協定(BBNJ協定)

資料7

BBNJ: Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction

(正式名称: 海洋法に関する国際連合条約に基づきいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定)

背景

人間の活動及びその影響(気候変動・海洋酸性化・海洋汚染・持続可能でない利用等)が広範囲に拡大

→公海・深海底にも生物多様性に関するルールが必要に→国連で議論開始

主な内容

◆ 公海・深海底の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用のためのルールを定める

● 海洋遺伝資源の採取・利用の通報、利益の配分

● 海域を特定した措置の設定(海洋保護区等)

● 公海・深海底での環境影響評価

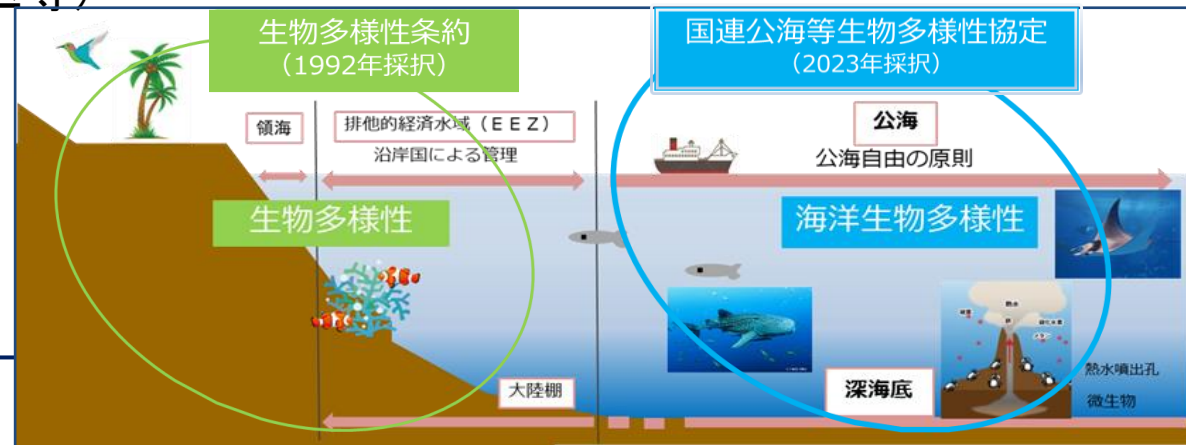
● 能力開発・技術移転

■ 義務的な拠出金

① 分担金(運営費)

② 特別基金拠出金(途上国支援)

※②は先進国のみ。



締結の意義

◆ 喫緊の課題である海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献

✓ G7首脳コミュニケ(2024年・イタリア)「協定の速やかな批准等を追求し、迅速な発効と実施に貢献することにコミットする。」

◆ 今後のルール作りに能動的に関与し、我が国の海洋権益(※)を維持・確保

※ 研究開発・企業活動・漁業等

✓ 2025年6月の国連海洋会議までの締結を目指す動き

(締結した国数17(仏、シンガポール等)、署名国数 108(G7、中韓印豪等)(2025年2月6日時点)。締結した国数が60となった120日後に発効。)

◆ 法の支配に基づく海洋秩序の維持・発展に寄与